

公金徴収の一元化

千葉県 船橋市

人口：590,943人

面積：85.64km²

担当部署：納税課債権回収対策室

概要

公金の滞納額の縮減や、効率的かつ効果的な徴収を目指すため、平成20年4月から税務部納税課内に債権回収対策班（平成21年4月より債権回収対策室）を設置した。今まで、国民健康保険料等の徴収は、公課所管課で行っていたが、資力があるにもかかわらず納付する意思がない、いわゆる「悪質滞納者」などが滞納する公金の徴収を一元化し、効率的な徴収を行うとともに収入未済額及び不納欠損額の縮減を図った。これにより公課所管課においても、現年分の徴収に注力することが可能となり、徴収率の向上につながった。

選定理由

（千葉県コメント）

歳入確保の推進にあたり、人事管理などの課題がある中で、船橋市では、地方税法の滞納処分の例により処分することができる公金の徴収業務を市税と一元化し、滞納整理という専門性の高い業務に効果的に人材を配置することで、大きな成果を上げている。

背景

本市の市税徴収率については、平成 13 年度から右肩上がりに良くなっている。その一方で滞納繰越額は右肩下がりに縮減してきた。特に平成 16 年度から平成 19 年度の市税徴収率の対前年度伸び率がプラス 4.38 ポイント、滞納繰越額の縮減率がマイナス 4.92 ポイントであり、政令市及び中核市の中でも一番良い数字であった。

このように市税については、収入未済額や不納欠損額が縮減している一方、市税以外の公金（地方税法の滞納処分の例により処分することができる公金）は、収入未済額、不納欠損額ともに年々増加し、滞納繰越額の縮減が大きな課題となっていた。

また、滞納者からは、一日に何度もそれぞれの公課所管課から臨戸や催告の電話があるなどの市民感情もあった。そこで平成 19 年度に、公金を効率的に徴収するため公金徴収一元化検討委員会を発足させ、一元化に向けた検討を行い、「公金徴収一元化に関する報告書」を作成し、具体的に取り組んでいくこととした。

平成 20 年 4 月から税務部納税課内に債権回収対策班を組織し公金徴収一元化をスタートさせ、さらに、平成 21 年 4 月からは債権回収対策室として組織の強化を行った。

具体的内容

平成 21 年度に債権回収対策室で取扱っている公金は国民健康保険料、介護保険料、保育料、下水道使用料、下水道受益者負担金、母子生活支援施設入所費負担金、養育医療費負担金、療育医療費負担金であり、これらの滞納者が市税も滞納していれば市税も併せて取扱う。

公課所管課から移管される滞納者のデータについては、公課所管課がそれぞれ独自のシステムを使用しており、債権回収対策室で使用している市税の滞納整理システムでは共有することができないため、紙媒体によるデータの移管であるが、システムの修正により、平成 22 年度からは、国民健康保険料を除く公金の全てを一元的に取り込むことができるようになる。このことから、更なる滞納額の縮減が期待できると考えている。

取組中の課題・問題点

公金を滞納した場合の延滞金について、徴収規定が条例で規定されている公金と規定されていない公金が混在している。このため、延滞金の徴収規定が無い公金については、納期内納付している人と滞納している人との公平性の観点からも問題がある。また、一人の滞納者が複数の公金を滞納している場合に、延滞金を徴収する公金と徴収しない公金の違いについて説明するのに苦労している。

市税と公課を同時に滞納処分した場合の取立金の充当については、地方税法第 14 条の規定により、1 番目に市税、2 番目に市税の延滞金、3 番目に公課の順で充当しなくてはな

らない。例えば、市税と公課の両方に滞納がある場合で、取立金が少額の場合には1番目の市税のみの充当となることが多く、公課にまで充足されないケースがある。

したがって、差押えにより充当されなかった公課については、その後の折衝により、分納になるケースが多くなるが、システムの一元化がなされていないため、債権回収対策室では収納確認が出来ないことから、その都度公金別に公課所管課に問い合わせをして確認する必要がある効率的に欠ける面がある。

工夫点

公課所管課が債権回収対策室に収納業務を移管する際に、公課所管課から滞納者に「収納業務移管決定通知書」を送付しているが、その後に滞納者と折衝した結果、他の公金も滞納していることが判明した場合は、その公金についても移管する際にその公課所管課からも滞納者に「収納業務移管決定通知書」を送付していた。その結果、同じ滞納者に対し何通もの「収納業務移管決定通知書」を送付することとなっていた。

このため、「収納業務移管決定通知書」に「なお、〇〇〇料以外の公金を滞納している場合には、原則としてその滞納債権の取扱いも債権回収対策室に移管となります」という文言を付け加え送付することで解消を図った。

また、差押えを執行した際の異議申立て先が、市税・保育料・下水道使用料・下水道受益者負担金、母子生活支援施設入所費負担金、養育医療費負担金、療育医療費負担金については市長であるが、国民健康保険料は千葉県国民健康保険審査会であり、介護保険料は千葉県介護保険審査会のため、同じ滞納者でありながら差押債権の違いによりそれぞれ差押調書を作成する必要があった。そこで、システムの修正にあわせ、差押調書に記載する教示文を全ての異議申立て先に対応できるよう変更し、差押調書の一本化を図った。

効果

平成20年度の実績は、次表に示したように、移管された公金滞納者660人、公金滞納額229,921,212円であったが、これらの滞納者は市税180,493,527円の滞納があったため、合計410,414,739円を取扱い、処理率は85.61%、徴収率は31.53%であった。

その処理状況の内訳は、完納が152件、差押え335件、分納設定334件であり、また、公金徴収額65,290,934円、市税徴収額60,136,442円、合計125,427,376円となったほか、65件の執行停止を行った。

これまでであれば、この金額のほとんどが収入未済から不納欠損になったものと思われる。

なお、平成20年度に取扱った徴収一元化による効果は、人件費の約5～6倍となり、費用対効果についても相当の成果があったものと考えている。

さらに、移管を行った公課所管課においても、現年分の徴収業務に注力することが可能となるなど、徴収率の向上につながった。

公金徴収一元化の徴収実績（平成21年3月末）

区 分	移管人数	処 理 状 況 の 内 訳 （ 延 べ ）					処理済 (実数)	処理率
	移管金額	完納	差押	分納 設定	執行停止 (即時)	執行停止 (3年)		徴収率
保育料	117人	18件	101件	79件	5件	4件	103人	88.03%
	52,222,500円	徴収金額 12,300,080円			2,349,150円	2,415,445円		24.66%
国民健康 保険料	198人	27件	114件	78件	0件	19件	156人	78.79%
	94,155,378円	徴収金額 23,737,800円			0円	7,213,764円		25.21%
介護保険料	100人	41件	43件	51件	0件	5件	85人	85.00%
	12,345,222円	徴収金額 6,489,538円			0円	617,997円		52.57%
下水道 使用料	173人	20件	63件	116件	10件	18件	160人	92.49%
	65,736,952円	徴収金額 18,440,346円			9,159,539円	4,761,633円		32.59%
下水道 受益者負担金	72人	46件	14件	10件	3件	1件	61人	84.72%
	5,461,160円	徴収金額 4,323,170円			315,190円	47,100円		84.01%
公金計	660人	152件	335件	334件	18件	47件	565人	85.61%
	229,921,212円	徴収金額 65,290,934円			11,823,879円	15,055,939円		29.94%
市税 (公金滞納者)	180,493,527円	徴収金額 60,136,442円			762,000円	10,474,847円		33.46%
合計	410,414,739円	徴収金額 125,427,376円			12,585,879円	25,530,786円		31.53%

(注)

- ・処理済 債権回収対策班で何らかの処理を行ったもの。
- ・完納 債権回収対策班で滞納整理を行った結果、公金が完納となったもの。
- ・差押 預貯金、給与、生命保険、不動産等の差押処分を行ったもの。
- ・納付誓約 納付誓約及び時効中断のための債務の承認を受理したもの。
(国民健康保険料、介護保険料の時効は2年、その他は5年)
- ・執行停止 地方税法 15 条の7の規定（財産無、生活困窮、所在不明）によって滞納処分の執行停止をしたもの。

※完納・差押・分納は一人の滞納者に対し行っているため重複している場合もあります。

住民（職員）の反応・評価

公金徴収一元化の導入にあたり、市の広報紙で周知したことや、上記の実績以外にも移管にあたり公課所管課から債権回収対策室に移管をする旨の「予告書」を送付したことで、今まで一切反応のなかった滞納者から納付や問い合わせがあった。このことから、結果と

して移管予定者の約 2 ～ 3 割が一括納付や分納設定するなどアナウンス効果も大きかった。

フォローアップ

一元化による徴収実績とそれに伴う業務の増加の検証を行うとともに、移管を行った公課所管課から情報を収集し、公金の対象範囲やデータの移管方法など、より効率化を目指しさらなる改善を図っている。

今後の課題

現在、公課所管課から移管を受ける際には、すべて紙媒体でデータの移管を受けているため、未納明細書・納付書・時効の中断の連絡等の書類について、その都度職員が連絡を取り合っている。

徴収事務を効率化するため、平成 21 年度に一元化に向けたシステムの修正を行い、平成 22 年度からは新システムが稼働することで、より効率的な徴収が行われる見込みであり、公営住宅使用料、放課後ルーム児童育成料、奨学金償還金など、市が保有する私債権についても一元化を検討していきたいと考えている。また、再開発事業に伴う用地取得費など、市が負担する債務についても債権とセットで把握しなければならない。今後は、市全体の債権及び債務を一元的に管理するとともに、それに合わせたシステムの改修、組織的な体制づくりが必要であると考えている。

今後取り組む自治体に向けた助言

公課所管課の職員は通常の課の業務に追われ、国税徴収法・地方税法を修得して滞納処分を行うことは相当困難な面もある。また、全国のほとんどの自治体は人事異動が 4 ～ 5 年で行われるため、市税徴収担当課の職員が公課所管課の職員に滞納処分できるように指導しても、その職員が異動してしまうと事務が承継されないことが多い。仮に、承継されたとしても、同じ滞納者に対し、公課所管課がそれぞれ財産調査等を行うことは非効率的である。このため、本市のように公金徴収を一元化して、徴収の専門スタッフが取扱った方が効果的であり、大きな成果を上げることが出来る。

また、財政状況の悪化、人員削減が進む中で、今までの市民サービスを維持し、さらに向上させるためには今ある資源を十分活用する必要がある。そのためには、仕事の分業化（業務委託や専門・集中化、職員の任用形態など）などを積極的に進めることも大切と考えている。

本市の公金徴収一元化の取り組みはまだ始まったばかりであるが、導入後の僅かな期間であるにもかかわらず多くの成果を上げると同時に全国の自治体からの関心事にもなって

いる。

今後改善しなければならない問題も多くあるが、公平性や財政面からも今保有する市債権を放棄することなく確実に徴収することは喫緊の課題と考えるので、是非取り組んでほしいと思う。

アドレス

<http://www.city.funabashi.chiba.jp/nozei/nozei-itigen.htm>